三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町西深字下上ノ山一六六の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下上ノ山一六六の九(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町黒原字イバラ谷八四の一、八四の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町西深字下上ノ山一六六の五、一六六の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町八千代区横屋字桑谷二〇九の一、二〇九の二、二〇九の一一から二〇九の一六まで、二〇九の一七の一、二〇九の一七の二、二〇九の二二まで、二〇九の二四から二〇九の三〇まで、二〇九の三二から二〇九の三七まで、二〇九の五四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町上野田字志水ケ谷六二三の一、六二三の二、六二三の一五、字大山六二四の一、六二四の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字志水ケ谷六二三の二(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市皆瀬字藤倉一一八、一一九の一、一二〇の一、一二一から一二三まで、一二五から一二九まで、一三一から一三三まで、一三八、一八三から一九〇まで、一九二、一九三、一九六の一、一九七、二〇一、二〇二の一、二〇二の二、二〇七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤倉一二三・一二九・一三一・一三二・一三八・一八三から一八五まで・一九七(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
一　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字西高山一六、一六の一、一六の五〇から一六の五三まで、一六の五五、一六の五七、一六の六〇、一六の六一、一六の六四、一六の六六、一六の六七、東納庫字松葉九の一、九の二、一〇の六、三都橋字龍頭二五の四
(二)　指定の目的　水源の涵養